

### 3. リスクを引き起こす要因と保護的要因とのバランスをより強く主張している

リスク判定にある「注釈」には、リスクの媒体となっている総体的な本来の要因と保護的な意味をもつ要因についてより詳細に説明している。それは子どもへのリスクを引き起こしている要因と改善するリスク要因との相互作用についてより強く明確にしている。リスク・アセスメントには、いまだに複雑な問題が残されており、もっと慎重にバランスを保つ必要がある。情報収集や文書化についてはこのバランス感覚に満ちた解決方法を提示しなければならない。

ある者は、リスク・アセスメントがもっている本来の資質に焦点を置くことに否定的で、子どもと家族がもつ耐久力に適切なバランスが反映しないと意見を述べている。このことは正確ではない。しかしながら、バランス良いアセスメントを反映するリスク評定とは、子ども保護専門ワーカーの判断が重要な鍵を握っていると言えよう。

### 4. いくつかのリスク要因に加えられた明確化のための注意事項

研修やリード・ハンドから得た意見で我々が何度も考えることは、子ども保護専門ワーカーにとって特定のリスク要因は相変わらず混乱をひきおこし、あるいは同じ方法で評価を行うには信頼性がないと感じていることである。この手段を抜本的に変更しているこの時期に、特定の問題を含む要因の明確性を示すのは適切ではないと考える。

40頁の明確化に関する注意事項を参照すると、(薬物／アルコールの使用が過去のもので、サービスを撤回したものと評定を常として下さなければならない—薬物／アルコールの使用が増えているかもしれない、ケースが閉鎖されたとしてもそれがリスクを増大する、等々)。44, 57, 59頁(これらはかなり率直である)

## その他の子ども保護関連事項

### リスク判定#7： その他の子ども保護関連事項のアセスメント

基準#7： サービスの計画を通知するに当たって、その他のアセスメントをどのように考慮するのか？

リスク・アセスメントは子どもと家族に関する徹底的な情報に基づいて成立し、その上で綿密なサービスの計画を通知しなければならないと常に明示してきた。

リスク・アセスメント・モデルは、子どもが虐待および／またはネグレクトを受けるかもしれないという疑いを評価するリスク・アセスメントの手段に焦点をおくものであると明確に示してきた。CSS省は、この焦点に対して明瞭で一貫した意見を得てきたが、子ど

もと家族が子ども保護サービスを受ける段になって全体像を示すサービスの提供をしていないといった批判がある。同時に CSS 省はアセスメントの必要条件が作業量を大幅に増大している状況を厳しく受けとめている。よって、新しい必要条件はリスク・アセスメントとその他の主な子ども保護関連事項のアセスメントを統合しており、上記の懸念に程良いバランスを保てるように示されている。

#### 概略：

その他の子ども保護関連事項のリスク・アセスメントにおいて明細に記述した特定の領域はすでにリスク・アセスメントの手段を使って対処していると、CAS のあるスタッフは解説したが、これはケースのことを指しているのではない。

リスク・アセスメントの手段の特定目的は、子どもが被るかもしれない将来に起きたる危害に関連する要因に焦点を当てることである一方、その他の子ども保護関連事項のアセスメントは、子ども保護の決定に関する一般的な領域に焦点を当てている。その他の子ども保護関連事項のアセスメントが子ども保護命令の範囲にいる子どものアセスメントを実施するという意味ではなく、むしろ子ども保護のアセスメントはリスク要因とその他の主要事項の双方を考慮することを保証している。

現行の必要条件が拡大されたことで CAS の多くのスタッフは、この必要条件が最善の実践方法を表していると歓迎している。その他の子ども保護関連事項のアセスメントを詳細にわたって文書化すべきであるという意図ではなく、その文書が考慮すべき問題の証拠として、あるいは関連事項の分析を行うことを意図している。

文書の形式については引き続き協会に下駄を預けているが、「共通記録用紙」の改訂版にはこれらのアセスメントを文書化する際の基本的な組み立て方が含まれている。

#### 1. 旧版、リスク・アセスメント・モデルは、リスク・アセスメント以外のいかなるアセスメントの必要条件についての記述ではなく、個々の CAS の裁量にまかせていた

オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの履行を命じた時、アセスメントはどのような形式をとるのかあるいはリスク・アセスメントを補足する追加のアセスメントの内容をどのようにするかといった決定は CAS の裁量にまかされた。いくつかの CAS は、これらのアセスメントに関するより多くの情報や文書の形式をスタッフに提供することを要求したが、他の CAS はほとんどまたはまったくの要求もしなかった。CSS 省はこれらの変更を通じて、補足のアセスメントにも構成要素を含めるものとした指示を与えていた。

子どもが保護を必要としている決定を下されたいかなるケースのアセスメントは、60日以内に完了しなければならない。

子ども保護においてひとたびリスクを改善するリスク要因または保護要因が見いだされた時点では、いかなる子ども保護のアセスメントはその他の関連事項を考慮に入れた表明を

する必要がある。

## 2. 徹底的な子ども保護のアセスメントは重要であるが、リスク・アセスメントで補うことのできない領域について明示しなければならない

子ども保護専門ワーカーの注意力が将来起きる虐待もしくは、またはネグレクトの相関関係を示した科学的な調査を通じて得た要因に焦点をあてることは、リスク・アセスメントの手段の活用において極めて重要である。つまり、人間の行動は途方もなく複雑であり、特に親と子供の生活に機能する多様な変化を管理することは非常に困難である。従って、1つだけの要因に固執することなく22のリスク要因を注意深く考慮した上で、保護を必要とする子どもに効果的で適切な計画をたてる配慮がなされなければならない。環境事項に関する事例をみると、虐待もしくはネグレクトが増大する可能性を科学的に示した相関関係の要因は、家庭内で生じた身体的障害の度合いに関係する。よって、子ども保護専門ワーカーはこの身体的障害のみに問題を絞るということではなく、— 家族の居住環境や子どもの居場所について、この家族の転移状況について、この家族の隣人について、などのその他の事項について検討しなければならない。（下記に再度記述する）類似するその他のリスク要因に関して、リスク・アセスメントに含まれる将来に起きる可能性のある障害がそれほど強い相関関係を表示しなかったとしても、子ども保護専門ワーカーは子ども保護のアセスメントに思いつく限りの追加事項を考慮にいれなければならない。

## 3. アセスメントの規定書式はないが、領域に関して提示した

含有されなければならない領域を以下に記す：

### 1. 親の養育能力のアセスメントを実施し、子どもに提供する代わりの定住計画を立てる必要性

リスク・アセスメントは親の養育能力のアセスメントと子どもにとって最善の長期計画を立てる配慮をすると通達しており、子ども保護専門ワーカーには長期間を主点においた追加のアセスメントと分析を行うことが求められている。さらに、子どもが将来虐待および／またはネグレクトを被る可能性があるとした決定は確かに重大であるが、子どもの定住計画を立てない限り重要な考査を行ったとはみなされない。

CFS 改正法に関する研修内容のケアに関する累積規定を特に思い起こしていただきたい。子ども保護専門ワーカーは、ケースを開く初期段階の冒頭でこれらの問題を義務として表明しがちである — その他の子ども保護関連事項のアセスメントではワーカーの分析を構成し文書化することができる。

CSS 省は子ども保護に携わるスタッフにこれらの問題に関するアセスメントと分析を文書化するように指導しており、文書は可能な限り詳細に記述している。また、ポール・スタインハウワー博士による「親の養育能力に関するアセスメントの手段」では一つひとつのケースに応用させるという意図はな

いとしている。が、現在の CSS 省は、この時期にどの手段が親の養育能力のアセスメントと分析に役立ち最善のものであるかという奨励をする位置にはないとしている。いずれ、適切な手段を正式に採用する時期が訪れ、さらに、この件に関連するセクションを適用する時期が訪れるであろう — これらの判断はケースバイケースを基本に下されることになる。従って、子ども保護専門ワーカーは自身の総合的な知識と専門家としての技術を駆使して、根本的に有効な情報であるか否かとか、子どもは長期間、両親と一緒に定住できる可能性があるか否かとか、あるいは代わりの計画を策定しなければならないかななどを熟慮することが重要である。覚えておいて欲しいことは、ワーカーがこれらの問題を常にアセスメントと計画に含ませていたものであるが、ただ単にそれらを多分「長期間を基本とした子どもをケアする両親の養育能力のアセスメント」と呼称してはならないということかもしれない。

## 2. 子ども（たち）の発達度に関するアセスメント

このリスク・アセスメントの手段は、いかに子どもの身体的および／または精神的健康もしくは発達の増進または後退が将来において被るかもしれない危険に左右されるかの評定を求めている。この発達事項はいささか狭義的な見解であり、特にネグレクトのケースにおいて、子どもの最善の利益に基づく定住計画のサービス計画と意志決定を通知する事項については、子ども保護専門スタッフの考えからはかけ離れてしまう。再度言うが、子ども保護専門スタッフは子どもの発達度のアセスメントをする専門家として期待されているわけではない；しかしながら専門家として子どもが正常な発達をしているか否か、もしくは発達に遅れがみられるか否かといった確認をする力量を期待されている。この知識とこれらの技能は子ども保護に共通するコンピテンシーの要素であるものと考える。

## 3. 環境に関するアセスメント

環境事項に関するリスク・アセスメントの手段は、子どもの家庭において、将来に虐待またはネグレクトを増大するかあるいは減少するかもしれない物理的障害があるか否かの判断をワーカー一下す際に必要とされる。その他の子ども保護関連事項のアセスメントは、広い意味での一連の環境事項を補う意図があり、また、ネグレクトの慢性的な態度を確認するのに役立つ。

環境事項を例にとる。科学的な相互関係に起因する増加した虐待またはネグレクトの疑いの要因は家庭内にある物理的障害の度合いにある。子ども保護の専門スタッフがただ単に物理的障害のみに关心を抱いているという意味ではない；家族の居住配置の安定性はどうなっているのか、転移性については、隣人関係は、などを考慮に入れるという意味である。

## 4. 家族のダイナミックスと関係性についてのアセスメント

多くの理由をもって、特にサービス計画を通知する場合に子ども保護専門ワ

ーカーは家族機能を考慮にいれ、その概要説明を記述することが重要であるとしている。何年もの間、CAS のスタッフは各家庭状況にあるそれぞれの特有な問題についての表示や文書化にリスク・アセスメントは完全に対応することができないと表明してきた。この状況に対して、その他の子ども保護関連事項のアセスメントがこの目的に役に立つものとなっている。

#### 5. 家族の問題理解に関する解釈

この事項をリスク分析の項からこちらへ移動したのは適切であった。子ども保護専門ワーカーが情報のアセスメントと分析をする際に、実際、バランスがとれた公平な処理を明示するには家族の絆についての解釈を文書化することが重要となる。

#### 6. 子どもと家族の絆に関する解釈

子どもと家族の絆に関する概要書の作成をもって、リスク・アセスメントの手段の使用を終結（以前に記述済み）するものであると考えられた。家族と子どもの絆の概要を文書化することは重要で、サービス計画の手続きをする際にこの絆を考慮に入れ計画を補強することになる。

## **セクションIV — サービス計画**

**リスク判定#8： 子どもと家族が必要とするサービス計画とは**

**基準#8： サービス計画**

**概要：**

ここに掲げる領域の変更は多くの子ども保護専門ワーカーが研修部分としてすでに体得済みである。

### **1. 最初に立てる計画は60日以内に完了し、それ以降は6ヶ月毎に再審査をする**

サービス計画は適正であると判断するたびに修正をすることができるが、その場合は確実な状況を口述（リスク判定#10にて扱う予定）した上で再審査をしなければならず、但し、必要条件の範囲以外に関しては、6ヶ月毎に審査し見直しをする。

### **2. 子どもと家族の参加によって進展を図る**

子ども保護のサービス規定は法令であると周知されており、子ども保護専門ワーカーはCFS法に基づいて介入する権限を有する。それにもかかわらず、多くの場合、子どもと家族の同意を得ないでサービスが提供されている。この場合、計画会議にではなく計画を策定する段階から子どもと家族を巻き込むあらゆる努力をしなければならない。

サービス計画の策定期段階から自発的ではない子どもと家族巻き込む有意義な方法もある。

もし子どもと家族が、自分たちは計画の全体の共同貢献者であると認識することができれば、家族のシステムを変えるより大きな潜在能力があることは明白である。

計画の策定において、子どもの保護が最優先事項であることは明白である。

### 3. サービス計画を進展させる努力の成果を協議形式で文書化する

スタッフはケース計画の策定に取りかかる際の「最善の実践」として、協議形式を考慮するように勧められている。多くの機関ではすでに、この原則を実践しているが、この方法をもって作業を進める場合の問題と障害がいずれ生じることとなろう。しかしこのケースワークの手続き状況の時間運営を上手に扱えば将来に良い結果（抵抗の減少、クライエントにより多くの成功を達成、より素早い変化、ケースの期間の減少）をもたらすであろう。明らかに、どんなケースにもこの方法がうまく作用する訳ではないが、我々が普通に考えるケースの数をはるかに超えるケースに当てはまるかもしれない。適用できるならば、家族、子どもまたは関連のサービス・プロバイダーは、電話による会議に参加する選択権を与えられることになろう。会議は CAS の施設で実施されるか、家族の家庭、学校またはその他の施設において実施することも考えられる。

### 4. スーパーバイザーとの協議によって進展を図る

リスクを軽減する計画の進展を図るのは明らかに重要であるがために、ワーカーとスーパーバイザーはその責任を協同で負う。

### 5. 計画の策定に参加しないすべての関連サービス・プロバイダーにその理由を質す

子ども保護専門ワーカーは計画策定の手続きに関連サービス・プロバイダーが参加するかどうかの確認をいつも取ることはできない、また、子どもと家族は同意を認める共有すべき情報を常に提供されるとは限らない。従って、多くのサービス・プロバイダーは計画の策定段階から参加し、特に電話会議のような有意義な方法を探る場合には積極的に参加することである。

### 6. 家族／子どもが受けるサービス／トリートメントを取り下げた場合には、あらゆる関連サービス・プロバイダーの協力を得る行動を起こす

現行基準にあるこの必要条件は、虐待ケースのみを言及している — この必要条件はすべて子ども保護ケースに適用するものと厳重にみなされる。

### 7. 評価が可能な特定成果を確認する

昨年に CAS のすべてのスタッフが受講したリスク・アセスメントの研修において、この評価が可能な成果について非常に有益な情報を得た。この情報は必要に応じて参照することができる。

## 8. 責任を負うべき者と時間的枠組み

責任を負うべき者とは、計画の策定に直接的または間接的に保護機能を有する CAS のスタッフ、同様に関連サービス・プロバイダーであり、また計画の策定に参加および／または掛かり合う者を指す。

## 9. 通知訪問と非通知訪問の組み合わせを考慮する

最近の子どもの死亡に関するインクエストの勧告では子ども保護専門ワーカーが行う非通知訪問を調査計画に組み込み、さらにサービス計画における総体的なアセスメントと分析においても非通知訪問から得ることのできるいかなる情報を取り損なわないような保証をする必要があると強調された。必要条件は非通知訪問自体を計画の予定に組み込まなければならないといっているのではなく、このことを考慮に入れ、決定項目を文書化すべきであるといっているのである。

改正法案の最高目的を思い出して欲しい、それは公布後には（子どもの最善の利益、保護とウェルビーイング）を守ることにあるが、この非通知訪問も改正の最も大きな影響のひとつとなろう。子ども保護専門ワーカーがこの非通知訪問をしばしば行う理由は、ある事実が家族関係を危険にさらす場合があるからである。このことは重要ではあるが、良好な家族関係を築くことが公布後の CFS 改正法の最高目的ではない。しかし、良好な人間関係を築くことが、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを進める最高の動力となることを鑑みれば、この努力をワーカーが怠っても良いという意味ではない。

## 10. 少なくとも6ヶ月毎に子ども（たち）あるいは養育者（たち）と個別面談を行う計画を策定する

この必要条件は最低条件として考慮されているが、限度を超えた回数を行ってもかまわない。これは、公布後の CFS 改正法の最高目的に与えられた基準を支える必要条件と同じくこのリスク判定のポイントになっている。さらに、たとえ他のサービス関連機関であっても子どもの保護としての役割が機能として確実にここに含まれるものと明記している。

## 11. ワーカーとその他の関連機関による計画された接触の程度を確認する

ここで、子ども保護専門ワーカーには必要とされる接触の程度を考察する文書を作成することが求められている。これに関連する計画はケース状況の変化に応じて変更することが可能であると理解されている。しかし、このような場合の変更はサービス計画の再審査において、または子ども保護専門ワーカーのケース・ノートに記録することができる。個人面談を行う場合は、サービス計画の期間内にすべての子どもと家族のメンバーに行うことを考慮に入れなければならない。つまり、これには女性への虐待または子どもに対する虐待を確認する最も効果的な機会であるとした多くの理由がある。

## 12. 再審査の日時

ケースの状況にもよるが、子ども保護の作業においてサービス計画の再審査の日時は、求められた6ヶ月間の前に実施する。アセスメントと計画の再審査を文書化する技術の向上がもたらした恩恵によって達成することとなった。

## セクションV — 子ども保護サービス、アセスメント、計画のためのサービス要件の再調査

このセクションで補うリスク判定のポイントと基準は以下である：

リスク判定#9： そのケースは、子ども保護サービスを継続するに見合うサービス要件を満たしているか

基準#9： 子ども保護サービスを継続するに見合うサービス要件を決定する

リスク判定#10： アセスメントに変更はあったか

基準#10： リスク・アセスメント、その他の子ども保護関連事項のアセスメント、サービス計画の再審査

リスク判定#11： サービス計画は変更すべきか

### 子ども保護のサービスを継続するに見合うサービス要件

リスク判定#9： そのケースは、子ども保護サービスを継続するに見合うサービス要件を満たしているか

基準#9： 子ども保護サービスを継続するに見合うサービス要件を決定する

序：

我々は、リスク・アセスメント・モデルに包括されたサービス開始要件をもって、サービス要件に関する一貫した意志決定を下す支えとなる客観的な道具を手に入れた。重要なこ

とは、この道具をケースの開始から終結までの間一貫して適用できることである。このことに関して再度述べるが、ケースの開始から終結の間のいかなる場面においても保護と非保護を区別する重要性に変わりはない。

この評価において、我々の領分である厳格な実践を受ける権利は子どもと家族にある。「州政府」が主体である法令は、子ども保護専門スタッフが子どもと家族との対話を重視することのみならず、決定を下した判断を明確に記述することも当然の職責として求めている。

#### 概略：

本項で明記していることは、いかなる子ども保護ケースであっても終結すべきでないケースを終結してしまうことは CSS 省の目的または意図ではないということである。子ども福祉改革の課題の目的は、子どもの安全と保護を増進することで放棄することではない。オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版では、ワーカーが下す判断はサービス開始要件を適用しながら支えられるものであって、その適用によって決定するものではない。このことは重要な特異性である。

#### 1. 保護サービスのためのサービス要件の再審査に関する必要条件の強化

保護と非保護ケースを明確に区別するには、ケースが進展している状況の中で明らかにすればよいとしている。CAS の現場にとっても CSS 省にとっても双方が多くの保護ケースについての明確な理解を示すことは重要である。

子ども保護の分類の再審査については、進行中の計画や決定に対する調整を定期的に通知することが重要である。加えて、CFS 法に基づく権利付与である子ども保護規定は、保護事項を継続すべきか否かについて子ども保護専門スタッフが子どもと家族との対話を重視することを当然の職責としている。

#### 2. 保護ケースは最低3ヶ月毎に再審査される

保護サービスのためのサービス要件の再審査は最低3ヶ月毎に行う。リスク・アセスメント・モデルの保護の項では、リスク事項、リスク評定および経過から得た成果に対して生じる変更内容を考慮する際にこれらの再審査を行う管理方法を強化する必要性を強調している。（リスク・アセスメント・モデルの基準を支える必要条件を参照、79頁）

これらの再審査行うのに与えられた6ヶ月は、最低期間としては長すぎるとしており、CAS のスタッフはかねてから、3ヶ月毎にアセスメントと計画の再審査を完了し、それを超えない期間が限度であると考えていることを表示している。また、この件で必要条件について繰り返し記述されていることは、最善の実践と日常の現実の最良のバランスをいかに保つかに象徴されている。

#### 3. 子ども保護ケースのサービス要件をもはや満たさないケースを終結するかあるいは

## 非保護ケースに分類し直すかを30日以内に行う

オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの80頁にある、左側のコラム、3節目の記述事項を熟読していただきたい。これはサービス開始要件の要件が支持しているという判断であることを理解することが重要である。決して、ケースを終結することが目的ではない——目的はあくまでもすべてのケースの状況を四半期毎を基本として再審査を行うことにある。

## リスク・アセスメント、その他の子ども保護関連事項のアセスメント、サービス計画の再審査

リスク判定#10：アセスメントをどのように変更したか

基準#10： リスク・アセスメント、その他の子ども保護関連事項のアセスメント、サービス計画の再審査

リスク判定#11：サービス計画は変更すべきか

### 主要変更：

概略：

ここでのリスク判定のポイントと基準に基づいた必要条件の概要は、「環境の変化」に関する事項で報告された混乱と継続しない実践を明確にするという意味をもつ。

オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版においてアセスメントと計画の再審査を必要とする特有な環境について明示した。旧版の「環境の変化」においては、何らかの混乱が生じた場合の定義はなかったが、改訂版では明確にした。しかしながら、「環境の変化」ということば自体は子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版には含まれてはいない。

すべての再審査に関する記録は文書化しなければならないが、技術の向上が文書化を行う能率をあげる意義深い機会を提供している。

### 1. 最低限6ヶ月毎に行う

これは新しく設けられた必要条件ではない

## 2. 子どもをケアに置く認可を考慮する時

この必要条件は、それに準ずる子ども保護の重要な日常の決定に果たすべきリスク・アセスメントの主要な役割を強化することにある。

子どもをケアに置くという認可に関わる決定は、しばしば子どもが将来に虐待またはネグレクトを受ける可能性についての判断に変更があり得ることを視野において下される。

## 3. 子どものケアの取り消しを考慮する時

上記の注釈（前のポイント）がここにおいても同様に適用される

## 4. ケースを転移する時

いかなるワーカーもケースを転移する場合は、それが協会内あるいは協会外であっても転移時の記録文書は最新のものであり、すべてを網羅しているものであることが重要である。これは、アセスメントと計画の再審査のためのこの新しい必要条件を適用して完成する。

この件に関する明瞭な文書化とは、個々のケース状況やサービス提供期間に混乱が生じ子ども保護の行為能力が増大するといった場合に関してワーカーと協会の関係性を最大限に継続する保証をすることにある。

必要条件はさらに、転移に関してはできる限り慎重に計画する必要性の強化を求めている。

## 5. ケースを終結する時あるいはケースを非保護ケースに再分類する時

ケースの終結あるいはケースを非保護ケースに再分類する際の記録文書は、最新のものでありすべてを網羅しているものであることが重要である。これは、アセスメントと計画の再審査のためのこの新しい必要条件を適用して完成される。

「再分類」は、もし適切ならば、子ども保護専門ワーカーは事実と照らし合わせた上でそのケースを非保護ケースとして再分類することが可能であり、またはサービス開始要件のセクション6-10の評定を適用する。

## 6. 開いているケースの新しい保護調査が完了する時

保護に関する新しい情報を受けて調査を開始する場合は、アセスメントと計画の再審査を行い、さらにサービス規定に必要な調整を行い、子どもの保護と安全に関わる子どもの環

境の変化を明示する。

この決定を下す場合に生じる疑問があれば、リスク判定#1の内容を参照するとよい。

## **セクションVI — 子ども保護の補足基準**

基準#11： 記録の保管

基準#12： 子ども保護基準からの逸脱

# ハンドアウト

## 子ども家庭サービス改正法

(サービスプロバイダー用法律参照冊子)

カナダ・オンタリオ政府  
コミュニティー・社会サービス省

1999年9月21日起草

# HANDOUT

## CFSAS AMENDMENTS

Ministry of Community and social Services  
Government of Ontario

Created: September 21, 1999

## 目 次

### A. ハンドアウトの目的

### B. コンテクスト

### C. CFS 法改正案

#### 1. 子どもの最善の利益、保護、ウエルビーイングに関連して

- a. 第1条改正案——CFS 法の目的
- b. 第29条(4)改正案 ——時ケアの合意
- c. 第57条(3)改正案 ——処遇審査
- d. 第65条(3)改正案 ——地位の再審査

#### 2. 子ども保護の早期介入

- a. 保護を要する子どもの定義に関する改正案
- b. 第37条(2)(a)改正案——身体的危険
- c. 第37条(2)(b)改正案——身体的危険のリスク
- d. 第37条(2)(d)改正案——性的危険のリスク
- e. 第37条(2)(f)改正案——心理的危険
- f. 第37条(2)(g)改正案——心理的危険のリスク
- g. 第51条(3)改正案——時ケアと拘束の判断基準
- h. 第61条(9)改正案——里親のもとでリスクに直面している子どもの里親からの分離

#### 3. 記録の閲覧

- a. はじめに
- b. 調査段階——閲覧許可証（第74条.1）及び通信による閲覧許可証（第74条.2）に関する条項の新設
- c. 手続き開始以降——第74条改正案
- d. 裁判所命令の監視——第74条改正案
- e. まとめ

#### 4. 証拠関連事項

- a. 第50条(1) 改正案 ——過去の行状に関する証拠
- b. 第54条(8) 改正案 ——裁判所命令による査定の証拠としての有効性

#### 5. 通告の義務

- a. はじめに
- b. 専門家及び一般国民の共通通告義務
- c. 進行中の通告義務に関する新規定
- d. 直接通告義務に関する新規定
- e. 専門家の通告不履行に対する拡大罰則規定
- f. 通告義務に関する全規定の一本化

6. より早い時期における、より断定的な定住計画(permanency planning)
  - a. はじめに——「24ヶ月規定」
  - b. 第29条改正案 ——時ケア合意期間の上限
  - c. 第70条改正案 ——ソサエティ・ワードシップ期間の上限
  - d. 第57条(6) 改正案 ——ソサエティ・ワードシップ命令発布以前の処遇審査
  - e. 第59条改正案 ——クラウン・ワードとの面会
7. その他の改正案
  - a. 子ども虐待登録の廃棄及び削除手続き
  - b. 5年ごとの強制的再審査
  - c. その他の変更項目
  - d. 移行規定

## A. ハンドアウトの目的

1999 年版 CFS 改正法案（子ども福祉改革—Child Welfare Reform）は、1999 年5月にオンタリオ州議会を通過した。改正法案はいまだに公布されておらず、したがってまだ強制力はない。

このハンドアウトの目的は、改正法の公布前に関係者にその概要を伝えることであり、すべてを網羅するものではない。改正案について、あるいは改正案に基づく変更に対応して関係機関の活動をどのように調整する必要が生じると思われるか、などの質問は、各 CAS(子ども保護援助協会)の法律顧問に直接問い合わせ、詳しい情報を入手していただきたい。

## B. コンテクスト

1997 年、以下のような多数の要因が集中的に働き、CSS 省は、あらゆる子ども保護のケースに対して期待される最小限のサービス項目を明示する必要があることが明らかになった。

- ・子どもの死亡に関する特別調査団
- ・CAS のサービスを受けていた子どもの死に関する一連のインクエスト
- ・CSS 省ファイルの再検討
- ・CSS 省の実施義務の再検討

CSS 省は、子ども福祉改革の達成に向けて着実に前進することにより、オンタリオ州の子ども保護の改善を目指し、様々な方策を実施している。

### A. オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル

CSS 省は、すべての CAS に対し、1998 年9月以降オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルを使用するよう命じた。

同省はリスク・アセスメント・モデルの履行状況を注意深く監視し、その間ずっと省職員、子ども保護援助協会のスタッフ、子ども保護援助協会連合会、オンタリオ州先住民子ども家族サービス協会に対し情報提供を求めた。さらに、同省は、すでに完了しているリスク・アセスメント・モデルの第一次実施結果と訓練の評価も発注済みである。こうして得られた情報と、CSS 省による総括的分析によりオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの改訂版が作成されることとなった。

改訂版は、モデルの実施手続き上の特定の側面についての明確さが必要となっている状況を満たし、これまでに生じた問題点や疑問に応え、子供たちの生活に関連して困

難な決定を下さなければならない立場にある、子ども保護に携わる人たちをさらに支援するものとなっている。しかもこの改訂版は、5月に議会で可決された 1999 年版子ども家庭サービス改正法(子ども福祉改革)の規定も反映している。ただしこの改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに強制力をもたないということを銘記しておくべきである。公布の日程さえまだ決まっていないのである。

## B. 子ども保護ケースのための新基準

現行の CFS 法の下での子ども虐待ケースに関する CSS 省調査基準改訂版にとってかわるものとして、CSS 省が開発したすべての子ども保護ケースのための新基準は、虐待ケースだけでなく、あらゆる子ども保護ケースに対する同省の最低限の期待事項を設定することになる。

1998 年 4 月、CSS 省は、子ども保護ケースのための新基準の開発を目指して作業グループを発足させた。このグループは、子ども保護援助協会、オンタリオ州子ども保護援助協会連合会、同省プログラム・スーパーバイザー、ならびに協力スタッフの代表者で構成され、同省管理支援および子どもサービス局が共同議長を務めた。

子ども保護のための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルと統合、一体化されている。

## C. CFS 法改正案

1997 年 11 月 14 日、CSS 省は、メアリー・ジェイン・ハットン判事を議長とする専門家委員団に対し、子ども家庭サービス法を見なおし、以下の問題点について検討するよう要請した：

- ・ 改正案の条項は子ども保護と家庭の維持のバランスを正当に反映しているか。
- ・ 本法律は「保護を要する子ども」の尊重について明解に規定しているか。
- ・ 子どもが虐待またはネグレクトからの保護を要することの立証責任は、適正な水準に達しているか。
- ・ 本法律は正しく解釈されているか、そして、例えばインテーク、サービスのタイプ、法廷手続き、子どもの安定かつ長期のプレースメント等、重大な決定項目に、正しく適用されているか。
- ・ 本法律は、様々なサービス部門の役割と責任を、明確に規定しているか。

委員団の構成員は以下の通り：メアリー・ジェイン・ハットン判事、グラント・キャンベル高等法院裁判官、ヘクター・コラントニー調査官、リック・フェロン氏（学校長）、ダーク・ハイヤー博士（検死官・外科医、小児病院放射線検査チーム）、ハリエット・マクミラン博士（小

児科・小児精神科医)、ニコ・トロクム博士(トロント大学大学院ソーシャルワーク学部助教授)、テレサ・ジョンソン・オルティズ氏(ソーシャルワーカー・里親)  
委員団の報告書は1998年3月に完成した。この報告書およびインクエストの勧告を受けて、オンタリオ州政府は、1999年版子ども家庭サービス改正法(子ども福祉改革)を提出し、オンタリオ州議会は1999年5月、これを可決した。この改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに効力を発揮していない。公布の日取りは未定である。

#### D. 各 CAS にリンクした子ども保護の新しい情報データベース

CSS 省は子ども福祉の包括的情報システムを開発した。これは全 CAS(子ども保護援助協会)、CSS 省、オンタリオ州 CAS 連合会(OACAS)、オンタリオ州先住民子ども家庭サービス協会(ANCFSO)を通信回線でつなぐことになる。子ども保護高速通信情報システム(FTIS)は現在、フル稼働に向けて準備中で、包括的子ども福祉情報システムは2、3年の内に完成の予定である。

FTIS は、現在オンタリオ州内の CAS の保護を受けている、あるいは過去 10 年以内に保護が終了したすべての子どもと家族の、コンピューターによる極秘検索システムである。これによりワーカーは、担当するクライエントが現在、オンタリオ州内の CAS から保護サービスを受けているか、あるいは過去 10 年間に受けたことがあるか、また、オンタリオ州子ども虐待登録にリストアップされているか、オンタリオ州またはその他の行政区から子ども保護非常待機の対象とされているか、などの情報を入手できるのである。

#### E. 財源の増大及び新財源の枠組み

1998年12月、CSS 省は、子ども保護援助協会の資金調達の新しい方策を発表した。これは公平で、作業量とサービス需要量に見合ったもので、その枠組みは、3年以上の期間をかけて漸次導入されることになっている。

CSS 省はさらに、子ども保護援助協会に対し、3年間に総額1億7000万ドルの追加資金を財源の枠内で提供しており、これは、子ども保護専門スタッフの新規雇用、訓練の改善、養子縁組の活性化などに使われている。この追加資金は、同省が1997年から98年にかけてスタッフの増員、訓練、新しいデータベース支援のために投入した1500万ドルに上乗せされるものである。

#### F. 能力開発プロジェクト

CSS 省は、すべての新規採用の子ども保護専門スタッフ、ベテランのワーカーやスーパーバイザーのための新しい研修プログラムを開発中である。

## C. CFS 法改正案

すでに公布された CFS 法の改正項目には、子ども保護の改善のための施策が含まれている。以下にその例を示す：

- ・ CFS 法の最高目的は子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングの促進であるということを明示する。
- ・ より早い時期に子ども保護の行動を起こすことを可能にするために、子どもが保護を要すると認定する根拠を拡大する。
- ・ 子ども保護援助協会が、子どもを保護するために必要な情報を入手しやすくする。
- ・ 子ども保護の手続きに際し、ある人物の子どもに対する過去の行為に関する証拠を使えるようにする。
- ・ 通告義務を明示し、拡大する。
- ・ 子どもの定住計画をより早い時期に実施する。
- ・ 少なくとも5年ごとの CFS 法の見直しを義務化する。

以下の各節は、改正法についてさらに詳しく解説するものである。